

2018年(平成30年)8月9日(木)

## 土地売却 三島市長を提訴 市民団体「買い取れば利益」

昨年6月、三島市土地開

発公社からホテル用地として東急電鉄に売却されたJR三島駅前の土地について、市民団体が8日、豊岡武士市長を相手取り、「公社に土地の買い取り請求権を行使しなかった市の判断は違法」との確認を求める訴訟を静岡地裁に起こした。市が買い取らず、公社が直接事業者に売却した結果、市は売却益の約2億7千万円を得られなかったと

している。

原告は「三島駅南口の整備を考える市民の会」代表の渡辺豊博さん(68)。訴状によると、公社は東急電鉄にJR三島駅前の土地約3141平方メートルを約4億8千万円で売却。一方、会が依頼した不動産鑑定では土地の評価額は約7億6千万円だった。

原告は、公社との取り決めに従い、市が簿価(約4億9千万円)でいったん

買い取り、売却していれば、差額である約2億7千万円の利益を得られたと主張。市長が公社の不動産鑑定の妥当性を調査せず、また、土地を買い取らないのは債権の放棄に当たるのに市議会の議決に付さなかったことは、地方自治法に違反すると訴えている。

原告は1月と6月の計2回、市監査委員会に監査請求を出したが、「買い取らなかった判断は、市長の行政行為にすぎない」として棄却もしくは却下された。渡辺さんは「市長の判断や売却額の妥当性、土地取引の経緯についても、裁判で明らかにしたい」とした。市財政経営部は市長の代理で「訴状が届いたら、弁護士と相談して対応する」とコメントを出した。

(宮川純一)